

議会改革推進会議等の設置について

『議会・委員会運営に関する申し合わせ確認事項』の「第6 諸会議」に、以下の4項目を追加する。

6 議会改革推進会議

- ① 議会改革推進会議は、平成29年3月まで取り組んだ議会改革検討会の後を受け、引き続き検討を要する課題およびその他検討を要することになった項目等について検討する場として、設置する。
- ② 議会改革推進会議は、各会派を代表する議員12名以内で組織し、正副座長を各1名置く。
- ③ 議会改革推進会議は、座長が招集する。
- ④ 広報会議・議会報告会等準備会議・ICT推進会議の各会議の運営上、検討を要すると認められる事項については、当会議において検討を行う。
- ⑤ 会議運営をふまえ、議会としての決定を要する場合は議会運営委員会に諮ることとする。

7 広報会議

- ① 広報会議は、14名以内の議員で組織し、リーダーを1名、サブリーダーを2名置く。
- ② 広報会議に所属する議員は、年6回発行する区議会だよりの編集、区議会ホームページにおける取り組み、およびCATV番組制作に携わる。
- ③ 広報会議は、リーダーが招集する。
- ④ 会議運営をふまえ、議会としての決定を要する場合は議会運営委員会に、別途協議を要すると認める事項については議会改革推進会議に、それぞれ諮ることとする。

8 議会報告会等準備会議

- ① 議会報告会等準備会議は、14名以内の議員で組織し、リーダーを1名、サブリーダーを2名置く。
- ② 議会報告会等準備会議に所属する議員は、議会報告会の開催準備、その他意見交換会等の実施準備に携わる。
- ③ 議会報告会等準備会議は、リーダーが招集する。
- ④ 会議運営をふまえ、議会としての決定を要する場合は議会運営委員会に、別途協議を要すると認める事項については議会改革推進会議に、それぞれ諮ることとする。

9 ICT推進会議

- ① ICT推進会議は、8名以内の議員で組織し、正副リーダーを各1名置く。
- ② ICT推進会議に所属する議員は、タブレット端末や文書共有システム、グループウェア等の運用ルール、および議員個人が所有するPCの運用ルールに関することに携わる。
- ③ ICT推進会議は、リーダーが招集する。
- ④ 会議運営をふまえ、議会としての決定を要する場合は議会運営委員会に、別途協議を要すると認める事項については議会改革推進会議に、それぞれ諮ることとする。